

徳島県サッカー協会事業開催に伴う感染拡大予防ガイドライン

1 開催にあたっての基本的考え方

新型コロナウイルス感染症対策は、個人防衛、集団防衛、社会防衛の3つの見地から考える必要があります。何よりも重要なのは、選手・コーチ・監督・運営者が、発熱・咳・倦怠感などの症状を認めたら休む勇気を持ち、感染クラスターになることを防ぐなど新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であると思われま

す。新型コロナウイルス感染症の感染経路は、①飛沫感染（咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染）、②接触感染（手で触れることによる感染）の2つの経路で生じることが知られています。これらの感染経路を断ち、感染の拡大を防ぐために皆さんのご協力が不可欠なものになります。

(1) 試合参加時の対応（参加チームとしての対応）

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（各開催日にチーム単位で書面にて確認を行う。）
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること。（ウォーミングアップや試合時以外の時間は、可能な限りマスクを着用すること。）
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ 試合中に大きな声で会話、応援等を控えること。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ 試合実施後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 試合当日の参加チーム確認の留意事項（主催者としての対応）

主催者は、試合当日の参加確認時に参加者が密になることへの防止や、安全に試合を行うため、以下に配慮して確認事務を行うことが必要です。

- ① 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は参加しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。）
- ② 参加チームに提出をお願いする書類（当日の参加者名簿等）については、様式等の事前配布を行い、当日の受付作業の簡素化を図ること。
- ③ 受付場所（書類提出時）での書面の記入や現金の授受等をできるだけ避けるようにすること。
- ④ 試合当日以外に受取可能な書類については、電子メール等での提出とし、人と人の接触をできるだけ避けること。

(3) 試合参加者が確認すべき事項（チーム、個人）

1) 体調の確認

主催者は、試合当日に参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求めることが必要です（書式等は、事前にチームに配布し、記入をお願いする）

- ① 参加者氏名（各個人の連絡先等については、所属チームで確認がとれる状態であること）※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② 試合当日の体温
- ③ 試合当日における以下の事項の有無
 - ア 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - イ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

- ウ 嗅覚や味覚の異常
- エ 体が重く感じる、疲れやすい等
- オ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- カ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- キ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求められることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知することに配慮すること。

3) 試合参加前後の留意事項

試合に参加する個人や団体は、試合前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

(4) 主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

主催者は、参加者が試合当日の休憩時間等に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石けん（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 試合会場内の休憩・待機スペース

休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

主催者は、着替えや一時的な休憩をするためのスペースや試合前の待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に使用する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 使用する場所の換気に配慮すること。

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

4) 飲食物の提供時

主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加する試合では、未開封の飲料を提供しなければならないこと。）

5) 観客の管理

当面の間は無観客で開催する。

家族等の送迎については、送迎後は大会会場に留まらず速やかに退去するようにすること。

会場外から観戦する場合は、ソーシャルディスタンス（2 m以上）を保ち静かに観戦すること。

6) 試合会場

試合を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

7) ゴミの廃棄

試合会場等で発生するごみについては、参加者が責任を持って持ち帰ることとし、衛生面に関しての最新の注意を払うことが求められます。

(5) 参加者が試合を行う際の留意点

主催者は、試合参加者（チーム）に対し、以下の留意点や参加者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

ア 試合前の整列、挨拶等は行わず、ベンチより直接配置へつくものとする。

イ キックオフを決定するコイントスについては、主審と両チーム主将による最小限の人数で行う。

ウ 試合後の整列、挨拶等（ベンチ挨拶含む）も省略し、試合後は速やかに移動する。

エ 指導者及びベンチ要員についても、各チームベンチにて間隔を空けて着席し、密の状態を避けること。

オ 得点等の際、過度なパフォーマンスは避け、速やかに試合再開が行えるように心掛けること。（各チームで、ハイタッチ等の禁止を心掛ける）

② 位置取り

試合出場中に関しては、位置取りに関して著しく意識しないように心掛け、競技規則の範囲内でプレーを行うこと。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所（チームテント等）以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。

(6) その他の留意事項

主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、試合当日に参加者（チーム）より提出を求めた書面（健康チェックシート）について、保存期間（少なくとも30日以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、試合終了後に参加者（チーム）から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。